

営業等所得の申告について

個人営業などの事業を営んでいる場合は、その事業に関する支出が経費となります。
 確認書類として、「仕入れ・売上げなどの帳簿」「経費に係る記録・請求書・領収書など」をご準備ください。

営業等所得の申告をする方は、上記の書類をもとに収支内訳書を作成してください。

必要経費の各科目の具体例

	科目	具体例
収支内訳書に経費科目があるもの	給料賃金 ⑪	給料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与
	外注工賃 ⑫	修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など
	減価償却費 ⑬	建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費
	貸倒金 ⑭	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
	地代家賃 ⑮	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や借りている場合の家賃
	利子割引料 ⑯	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
	租税公課 イ	事業税、固定資産税、自動車税、同業者組合などの会費や組合費
	荷造運賃 □	販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃
	水道光熱費 ハ	水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
	旅費交通費 ニ	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代など
	通信費 ホ	電話料、切手代、電報料など
	広告宣伝費 ヘ	新聞、雑誌、ラジオなどの広告費用、チラシ、折込み広告費用など
	接待交際費 ト	取引先などを接待する食事代、招待する費用、中元、歳暮の費用
	損害保険料 チ	火災保険料、事業に使用する自動車の損害保険料など
	修繕費 リ	店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代
	消耗品 又	帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費
福利厚生費 ル	従業員の保険、厚生年金などの保険料や掛金など	
雑費 レ	事業用の費用で他の経費にあてはまらないもの	

※家事に関する費用は、必要経費になりません。事業用と兼用している場合は、使用面積や保険金額、点灯時間などの割合であん分して計算します。

○減価償却資産の償却費

建物・機械・車輛・工具等の減価償却資産を取得するための支出は、その年だけの経費にせず、耐用年数の期間の費用として配分しなければなりません。この方法で配分した金額を償却費として必要経費に算入します。

【一般的な計算方法】

取得に要した費用(取得価格)×償却率×事業の用に供した月数/12×占有割合

※償却率は耐用年数によって異なります(詳細については下記までお問い合わせください)。

「広報のしろ」1月25日号に掲載されている申告相談の日時・地区割をご確認のうえ、申告会場へおいでください。

※混雑を避けるために指定日時を設けておりますので、できるだけ指定された日時においでください。ただし、都合がつかない場合は、他の地区の指定日でも申告できますので、ご都合の良い日においでください。

能代市総務部税務課市民税係
 TEL: 0185-89-2126(直通)